

特定再生資源屋外保管業の手引
第一号様式

誓 約 書

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第9条第3号に規定する欠格要件

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ロ この条例又はこの条例に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ 第19条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- ニ 特定再生資源屋外保管業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- ホ 千葉県暴力団排除条例（平成23年千葉県条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
- ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからホまでのいずれかに該当するもの
- ト 法人でその役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの
- チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
